

企画提案書審査基準

評価項目		評価の着眼点	配点 (最低水準点)
書面審査	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業趣旨を理解した提案となっているか ・ 提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性があるか ・ 仕様書に記載されている内容がしっかりと反映されているか 	25点 (10点)
	内容・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施している出会い、妊娠、出産、子育てに係るワンストップ体制が確実に伝わるような内容か ・ 写真やイラストを効果的に使用し、誰が見ても分かりやすく洗練されたデザインか ・ リーフレットのサイズ、用紙（種類・厚さ）等の仕様は適切か 	25点 (10点)
	提案の独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットの効果的な配布または周知に係る方策等が提案されているか ・ ノウハウを生かし、独自の創意工夫を凝らした提案がされているか 	20点 (8点)
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を実施するうえで業務を円滑に実施できる計画及び体制となっているか ・ 無理のない実現可能なスケジュールとなっているか 	20点 (8点)
	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や地方公共団体等からの同種又は類似事業の受託実績等を有し、業務の確実な履行が期待できるか。 	5点 (2点)
	見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか。 	5点 (2点)
合計			100点

評価基準／配点	25点	20点	15点	10点	5点
特に優れている	25点	20点	15点	10点	5点
優れている	20点	16点	12点	8点	4点
普通	15点	12点	9点	6点	3点
やや劣る	10点	8点	6点	4点	2点
劣る	5点	4点	3点	2点	1点

【最低水準点】各評価項目のいずれも、各審査員の評価点の平均点が、最低水準点（4割）以上であること。

※なお、参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各審査員の評価点の平均が最低水準点（4割）以上を満たすとともに、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば、契約候補者として特定する。